

# 平成27年度 第4回習志野市障がい者地域共生協議会会議録

日時 平成28年3月24日(木)  
午後2時00分から4時00分  
場所 サンロード6階 大会議室

## 出席者 委員21名 事務局4名

(委員)

福田弘子、渡辺恵美子、喜田敬子、相原由美子、松井秀明、豊嶋美枝子、森田美恵子、中神茂樹、八尋信一、高橋大悟、松尾公平、武井剛、平和広、梅田和男、窪田正樹、畠山潤、八田福子、古田修一、内山澄子、舘澤眞木子、岩田寛(敬称略)

(事務局)

鶴岡拓人(障がい福祉課企画係係長)、岡田千佳(同主任主事)、平川惇(同主事)、林由香里(同主事)

## 欠席者 委員9名

奥井菜摘子、大坪美智江、石井英寿、野手利浩、臼田昌弘、内海明雄、武石厚司、米山馨、北田順一(敬称略)

## 1. 開式の言葉

(松尾会長)

本日は、奥井委員、大坪委員、石井委員、野手委員、臼田委員、内海委員、武石委員、米山委員、北田委員より欠席のご連絡を頂いている。なお、出席は過半数を超えているのでこの会は成立となる。始めに事務局より資料の確認をお願いしたい。

～事務局による資料の説明～

(松尾会長)

本日は傍聴人が4名いるが、予め承認をしているので入室して頂いている。

## 2. 各部会より会議報告及び協議

(松尾会長)

今回の全体会は平成27年度最後の全体会となっている。一年間の活動を通じた資料1でもある活動報告書を事前に作成しているので、その資料に基づき各部会報告及び協議事項、来年度の課題について報告をお願いしたい。それでは相談支援部会より報告をお願いしたい。

【相談支援部会：福田部会長】

資料1に基づき説明していく。平成27年度の部会の開催回数は15回、延参加者数は130人であった。これにプラスで何回か開催をしていると思う。今年度より基幹相談支援センターのコーディネーターの役割を仰せつかったことで、このように多くの開催回数となった。年度当初の計画であった計画相談支援事業所との情報交換会については、基幹相談支援センターのコーディネート活動によりあまり活発にできなかったが2回開催することが出来た。支援会議については、2事例挙がってきているが1つは12月に支援会議を開催し、進捗はあるがまとめが出来ていない。もう1つについては、担当者の体調不良などもあり、少し足踏みしている状況である。前年から挙がってきた困難事例については夏に振り返りを行った。

平成28年度の方向性としては、まず基幹相談支援センターを8月までに意見をまとめていきたいと思っている。それ以降については、計画相談事業所との情報交換会を3回計画している。困難事例についても引き続き委員の皆様には挙げてもらいたいと思っている。また、3年の任期のまとめも行いたいと思う。以上。

#### 【児童部会：松井部会長】

今年度は月に1回開催で12回、延参加者数が104人であった。今年度の活動については、大きく3点の事を行った。

1つ目の重度心身障がい児の検討については、「大久保ふくしまつり」「福祉ふれあいまつり」「啓発講座」に参加をし、展示パネル及び立ち合いにて「重度心身障がい児」の日常生活の紹介、通学バス亭の紹介、必要器具の紹介などを行った。実際に足を止めて訪ねてくれる方など、社会資源開発・改善部会と協力をしながら行ったこともあり、反響があったと思っている。

教育と福祉の連携については、一昨年に作成した「相談支援事業所の紹介」についてのチラシを資源マップと一緒に配布した。校長会、コーディネーター研修会、幼稚園、保育所等において直接持参説明、配布を行い、まずは教育と福祉の連携関係の第1歩とすることが出来た。ただ、相談支援事業について、どこまで理解されているのか、また、必要性の評価を得られていないため、次年度以降にそのことを検討すべきと考えている。

3つ目の児童を取り巻く施策については、習志野市が行っている「乳幼児個別支援計画」についての情報収集、また、ひまわり発達相談センターの相談員をお招きしての詳細説明を受け、今後活かすための方法の検討を行うことが出来た。今後は、さらに周知するとともに、福祉現場及び教育現場で活用できる幅を広げられるようにすることが課題としている。

平成28年度についての課題及び活動目標については、教育と福祉の連携推進に向けた検討について、平成27年度に配布したチラシの評価及び改善点をアンケート調査などを通して把握していく。その評価及び改善すべき点を把握したうえで、今後、教育と福祉を繋げるために必要なことを継続検討し、実施していくことを目標とする。

重症心身障がい児の啓発については、今年度も地域住民の集うお祭りやイベントに参加し、パネル展示や説明を通じて理解を広めていく。市内の児童の施策及び障がい児にも活用できる社会資源の情報把握を行い、今後の活用について検討していく。一般の児童が利用できるものについて、そこに障がい児が利用できるものはないかなども含めて把握していきたいと思っている。以上。

#### 【就労支援部会：武井部会長】

資料だと2月分までとなっているので、3月の部会を11日に開催したことにより少し数字が変更になっている。開催が12回で、延参加者数が88人となっている。

平成27年度の活動については、前年度に引き続き広報誌「ならたく」の発行を軸に「地域資源の把握と課題抽出」「施策の実施状況の確認・検証」「地域との繋がりづくり」「広報・啓発」を行った。

地域課題の抽出については、A型の事業所や障がい者雇用の現場等を取材や見学を行うことで地域の課題を部会員全員で把握出来てきていると思う。また、基幹相談支援センタープロジェクトの絡みもあり、部会員の中で障がい者雇用の現場で感じている課題について意見交換会を行った。

施策の実施状況の確認・検証に関しては、昨年度に引き続き習志野市の優先調達の調達方針に意見出しを行ったり、前年度の調達結果を把握するなどに努めた。また、10月27日には市の各担当課に集まって頂き、事業所側からの説明会を行うなど、徐々にお互いの意見交換が行えていると感じている。今年度の実績はこれから出てくるが、発注件数は年々増えており、昨年度は千葉県の中でも件数については一番であるということ聞いている。

3つ目の「地域との繋がりづくり」については、習志野市商店街連合会を通じて協議会の活動を知ってもらったり、商店街からは障がいをもった方とどのような繋がりを持ちたいと思っているのか伺いたいと思っていたが、事務局への訪問以降のアクションが起こせていないので、今後の活動の課題であると思う。

平成28年度の活動に関しては、引き続き「ならたく」の定期発行を続けていながら優先調達の推進についてもモニタリングを行っていく。最終的には部会として地域課題や課題に対する課題の提案を積極的に行っていく、提言書にまとめていければ良いと思う。

また、「ならたく」についてだが、今年度初めて会社から反響があり、発注などに繋がっていることを報告させて頂く。以上。

(松尾会長)

徐々に市民に広がっている中で、発注や障がい者雇用に繋がりがちなケースが何件かあるので今後も繋がっていければ良いと思う。

【権利擁護・広報啓発部会：畠山部会長】

権利擁護・広報啓発部会は毎月第2火曜日の10時から12時まで開催しており、延開催回数は12回、延参加者数は82人となっており、障がい福祉課より酒井氏と啓発講座の担当として4人の方に参加して頂いた。今年度の活動の評価及び課題であるが、4つある。

1つ目の障がい福祉サービスガイドマップの作製だが、昨年度に印刷が左右ですれてしまうといった課題があったが今年度チャレンジドオフィスに依頼したことにより、そのような課題が解消された。2つ目に福祉ふれあいまつりへ参加した。今年度は児童部会による展示スペースも用意して頂き、ならともとの広報啓発、相談支援コーナーを設けた。3つ目は市民啓発講座へ共催という形で参加した。音楽、フラダンス等で会場全体が楽しい雰囲気であったと思う。しかし、講師の決定の遅さなど、準備不足という点が活動内容の課題として挙げられた。4つ目の成年後見制度や障がい者の虐待防止に関しての現状把握であるが、現状把握まで進まず、内容の検討までとなってしまった。

平成28年度の活動についても、ほぼ今年度と変わらない内容であるが、1つ目の障がい福祉サービスガイドマップは「障がい福祉のしおり」に新規に入れ込むことを予定している。また、障がい福祉サービスガイドマップについても今まで通り作成していく。福祉ふれあいまつりの参加については広報啓発として協議会としてだけでなく、障害福祉サービス事業所についても参加が可能であるか、市の福祉ふれあいまつり事務局に問い合わせている。市民啓発講座の共催については活動内容を見直し、共催の体制を整えることを目標としている。4つ目の成年後見制度については、今まで「現状把握」だった目標から「広報啓発をしていく」に変えている。また、高齢者支援課に講師を依頼し、5月か6月に研修を行いたいと思っている。部会内だけではもったいないと思うので、部会外の方々にも是非参加して頂きたいと思っている。以上。

(松井委員)

障がい福祉サービスガイドマップはいつまでの情報を載せるのか。

(畠山部会長)

しおりの初稿の期日で良いか。

(事務局)

初稿は6月であるが、その前にある程度の期日を持って締め切りたいと思う。その点については、権利擁護・広報啓発部会と事務局で検討していきたい。

(松尾会長)

例年までは6月頃に集計をかけて8月頃にまとめて10月頃に発行をしていたと思うが今回は「障がい福祉のしおり」に盛り込むという件もあり、3月末日で一回集計をするという形をとっている。新規事業所については、出来るだけ内容に入るようにして頂きたいが、そこは事務局と相談という形になると思う。今回については、基本的に4月の情報の発行となると思うのでほしい。

【社会資源開発・改善部会：内山部会長】

延開催回数は13回、延参加者数は68人である。これは、大久保ふくしまつりへの参加者も含めさせて頂いている。今年度の当初の目標は習志野市の障がい者が利用できるフォーマル・インフォーマルな社会資源について、①障がいをもった子どもや、親に障がいを持つ子どもたちが地域の中で見守られて育っていく環境作りについて考察し「ならとも」としてできることを提案する。②

習志野市の課題に関して、当部会に指示のあった件について研究・検討を深める。③各部会での議論等を通して習志野市の新たな課題が見出された時には、運営会議に報告する。④支援会議から見出された社会資源の開発・改善の検討である。

全てを行うことは出来なかったが、いくつか動きがあった。一番は社会福祉協議会の久保支部が主催の久保ふくしまつりへの参加である。これは、平成25年度から問題となっていた「特別支援学校のバスのルートへの違法駐車の問題を地域の方に知ってもらおう」という動きからの参加であった。バス停の位置、登下校の様子や児童部会と連携して重度心身障がい児の日常生活の様子について啓発をすることが出来た。いつものように福祉関係のみならず、一般の方が来るまつりなの良かったということと特別支援学校と協力して出来たことがとても大きかったと思う。また、これに伴い『千葉県交通安全推進隊』に部会員が加入し、習志野市内の特別支援学校のバス停の見守りボランティアの組織を立ち上げた。交通安全推進隊が3年に一度の募集の為、会員が広がっていかないことと、部会員のみでは現状の課題を無くすことは難しいと考え、『千葉県交通安全推進隊』の次回募集までの間、広く市民にボランティアの協力を投げかけ活動できるボランティアグループ『ならとも交通安全見守り隊』グループを立ち上げ、現在は部会員と3人の一般市民が参加している。特に、社協からご紹介頂いた方は毎日いらっしゃっており、雨の日に傘をさしてあげたりしていた。その件で、特別支援学校の先生から御礼の連絡があったのでとてもうれしく思う。生徒の親に最近の様子を伺ったところ、社協からご紹介頂いた方が腕章を付けて毎日いることで違法駐車が減ったり、生徒や親と交流を図っているとのことであった。当初考えていた近くに駐車場を借りるなどは出来なかったが、結果として市民の力を貸して頂けたことで少しでも住みやすくなれば良いと思っている。

次に、相談支援機関の相談支援専門員等と市障がい福祉課ケースワーカーに『必要性の高い社会資源アンケート』を実施した。市民への調査の回答は、全てが回答したその方にとっては必要であり、こちらでどれが一番必要かというのは決めることが難しかった。そのため、相談支援専門員と市のケースワーカーへ、日頃何が足りていないと感じているかアンケートを実施した。そのアンケートについては、本日集計を行い、結果を出した。一番多かったのはショートステイで11件だった。やはり習志野市内でショートステイ先が無いことが理由としては大きく、どのような方の支援を行っている方でも総じて苦労しているようであった。2番目がグループホームについてと移動支援について7件あった。次いで行動援護を行う事業所が増えると良いということで6件だった。5番目が相談支援事業所の増加と質の向上、制度の谷間の人たちについての支援が4件であった。その他に普段学校に通学している児童の長期休暇中のサービス時間の不足、高齢者と障がい者が同居出来る施設があると良いという意見があった。特にショートステイの部分は部会員も事業所の立場であることから色々な意見交換を行ったが、全く知らない人をいきなり支援するというのはとてもリスクを感じるので、そこまでの導入部分で何か工夫が出来ないかという意見があった。現在平川氏に依頼しているが、習志野市で制度化している日中一時の夜間支援制度の利用者数とショートステイの利用者数を出してもらい、今後の検討材料にしていきたいと思う。今後、GHやショートステイの支援など、課題を煮詰めていき運営会議や委員の皆様にお返事をしていきたいと考えている。また、その他に市のケースワーカーに特例として支給決定している事例について調査を行った。本日は分析することが出来なかったが、障害者総合支援法の改正における移動支援についてなども検討材料に入れながら今後検討していきたい。

平成28年度の活動目標としては、『千葉県交通安全推進隊』と『ならとも交通安全見守り隊』の活動を通し、特別支援学校に通う子どもたちの地域の見守り体制を広めていくということで、昨日社協のボランティアセンターにも御礼の挨拶に伺ったが、ボランティアセンターの方からも、特別支援学校のバス停での課題について何かある時は教えて頂き、このグループ（ならとも交通安全見守り隊）で何か活動を起こしていければ良いと思う。

2つ目は『久保ふくしまつり』に参加し、地域レベルでの啓発活動に取り組むということで、今回「知ってもらおう」ということがとても大切であることを改めて感じた。我々が3年間混沌としていた部分をボランティアの3人の方が入り、活動頂いたことで、親の負担を少しでも減らすことに繋がった。今回のきっかけとなったのが久保ふくしまつりであったので、今後も地域の活動に参加をしていきたい。

3つ目が、平成27年度に実施した相談支援機関の相談支援専門員等と市障がい福祉課ケースワーカーに依頼したアンケート結果を分析し、必要な社会資源について明らかにするとともに、具体的な開発方法を検討して運営会議に提案することである。

今回特に課題として感じたのはインフォーマルネットワークの拡充である。仕事として働くネットワークではなく、インフォーマルネットワークでないと解決しない課題も山積みであることを認識した。必要度の高い社会資源を明らかにし、開発方法を検討いきたい。アンケート結果を活用するだけでなく、支援会議から明らかになった不足または改善が必要な社会資源や、フィールドワークでキャッチした意見も大切にしたい。以上。

(森田委員)

バス停については、まめの木でも送迎をしている。事業所側も特別支援学校もバス停の問題については、問題視していて、移動の時はなるべく早く移動するように心がけている。今後もこのようにスムーズに出来れば良いと思っている。また、今後特別支援学校が増えることにより、生徒や事業所が増えてくると思うので、築き上げた内容を新しい事業所や保護者などに啓発することが出来ると良いと思う。私達も一緒に出来ることはしていきたいと思うので、是非お願いしたい。

(内山部会長)

児童部会の方には特にこの問題について、協力して頂きたいと思っている。活動している中で、違法駐車の方へ話しかけるとすぐに動いてもらえたりと、本当に知らないだけなので、啓発活動など行っていきたいと思う。

(八尋委員)

3年程活動して頂き、本当に助かっている。学校もスクールバスの台数が限られている中で来年度は卒業生が7人に対し、24人の新生が入学する。その中でスクールバスでの登下校の希望は非常に多いがうまくやりくりしながら行っている。こうした中で、地域の中で子どもたちを見守ってもらえるような活動であり、とてもありがたい。また、何かあった時には相談させて頂きたい。

### 3. 次年度に向けて

(松尾会長)

各部会から今年度の活動報告と次年度の活動目標、課題についてお話頂いたが、これらを勘案した上で次年度の活動の方向性について、運営会議で確認をさせて頂いた。大きく変わるわけではないが、今年度も3つのことを主体として行っていきたい。

1つ目は、来年度が我々の任期の最終年度であるため、施策提言に繋げるためのまとめである。これまでの各部会の活動に加え、協議会として活動してきたことも抽出してきた課題、それに伴う具体的な対応についても精査した上で提言書にまとめ上げていく。

2つ目は協議会全体で広報啓発を行っていくことである。広報啓発の中でも1点目に挙げられるのが啓発講座である。毎年年末にかけて啓発講座を行ってきたが、今年度については、厳しい意見があったことも事実である。実際に啓発を進めていくにあたって参加者の幅を広げること、広く市民に知ってもらうということについて、協議会としても力を入れていかなければならないと感じている。今年度の啓発講座が終わり反省会を何回か行っているが、次年度については、協議会の中でも特に大きな位置づけとし、更に力を入れて取組みをしていきたいと考えている。いつもは年度の途中から市と協議を行い内容について検討を行っていくが、次年度については4月から活動を始め、講師の決定なども一緒に計画をさせて頂き、市民啓発の実績に結び付けられるような講座にしたいと考えている。この啓発講座については、権利擁護・広報啓発部会だけではなく、協議会全体として取り組むということをご了承頂きたい。

また、それ以外にも地域に根付いた活動を行っていききたいと思っている。このことについても広報啓発の具体的な内容の一つであるが、大久保ふくしまつりだけではなく地域の方とふれあい、知ってもらう機会があれば新たな取組であっても積極的に取組みをしたい。更に情報発信の部分では、イベントに関する情報や制度・施策に関することも含めて事業所・支援機関・団体に対して情報が

行き渡っているか、改めて検証しているところであるがまだまだ力不足を感じているところである。「習志野市心が通うまちづくり条例」にもあるように情報量が公平にある地域を目指していきたいと思うので、団体との連携を通して情報を取得していく必要があると思う。

3つ目の目標としては、ネットワークの強化である。情報がしっかりと行き渡るということはもちろんのこと、基幹相談支援センタープロジェクトでも、普段、障がい者団体との意見交換が図れていないことが反省として挙げられている。改めて各団体との連携をしっかりととれるような組織体制にしたいと思っている。また、その中で当事者の方を積極的に交えて協議会運営及び部会運営を行っていく。

以上の3点について、協議会全体として取組むことで、実のある成果を出していきたいと思うので、ご協力の程よろしくお願ひしたい。

#### 4. 基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センター設置に向けた検討を平成27年4月より地域共生協議会内のプロジェクトチームで月1回ずつ集まり、検討を行ってきた。検討を始め1年が経過しようとしているので、現在の検討結果や状況について報告を福田副会長よりお願ひしたい。

(福田副会長)

運営会議の委員を中心に基幹相談支援センターのプロジェクトを立ち上げ、相談支援部会はコーディネーター役として携わっている。基幹相談支援センターの検討を行うにあたり必要な知識を得るため、10回研修を行った。また、各障がい者団体へヒアリングを行い、回答内容をカテゴリーごとにまとめを行った。このまとめに基づき1月から基幹相談支援センターについて必要な事項などの検討を行っている。場所の目星もある程度つけた中で検討を行い、総合相談窓口としての必要性、利用者の範囲や開所時間などの具体的な検討に入っている。まとまったところで各部長から委員の皆様へはフィードバックをしてもらい、提言を行っていただければ良いと思う。以上。

#### 5. 「(通称) 障害者差別解消法」及び「(通称) 習志野市心が通うまちづくり条例」について

(松尾会長)

平成28年4月1日より「(通称) 障害者差別解消法」及び「(通称) 習志野市心が通うまちづくり条例」が施行される。この2つの法及び条例は、障がい分野のみならず、社会全般において、中心となる大きな動きであると思う。そのため、協議会委員での情報共有を行い、施行に向けた連携が図れれば良いと考えている。それでは、事務局より説明をお願ひしたい。

(鶴岡係長)

障害者差別解消法と市の条例である習志野市心が通うまちづくり条例について、説明させて頂く。2つとも4月1日施行の施策となっており、考え方など共通の部分も多くあるが、まず障害者差別解消法について説明させて頂く。

それでは、資料3と資料3-3に基づき説明させて頂く。まず、資料3の資料をご覧いただきたい。左上の部分は障害者差別解消法の概要となっている。「障害者差別解消法とは、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている」との記載がある。法の名前から見て取れるような内容であるが、かなり理念的な内容を占めている法律である。具体的な対応のポイントとしては、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されるという点である。「国の行政機関・地方公共団体等」と「民間事業者」の2つが対象となっているが、「不当な差別的取扱い」については、どちらにおいても禁止となっている。次に、「合理的配慮の不提供」については、「国の行政機関・地方公共団体等」は法的義務、「民間事業者」は努力義務となっている。「不当な差別的取扱い」とは、資料の説明として「障がいを理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません」と記載がある。しかし、これだけでは少し説明としては不足していると思うので、言葉を補

うと、「障がいがあることのみを理由としてサービスの提供自体や入店をやみくもに拒否してはいけません」という説明が出来る。現在もこのような事態は無いと言い切れない中で、利用が出来ない中でもきちんと無理である説明をせずに門前払いのような形をとってしまうのは「不当な差別的取扱い」となる。

次に「合理的配慮」だが、これは「不提供の禁止」である。合理的配慮は、聴覚障がい者への文字盤での筆談や視覚障がい者へ文章の読み上げをするなど、少しの配慮で他の健常者と同等の情報量が得られることに繋がる配慮などである。合理的配慮は差別的取扱いとは違い、自らが注意して対応することが必要なので、難しいことであると思う。しかし、行政においては全ての人を対象にサービスを行うため、法的義務として課されているのではないかと思う。障がいの種類や差別の内容によって対応も変わると思うので、知識を蓄えつつ意識を持って取組まなければならないと思う。

このような中で、資料にはQ&Aで「合理的配慮の具体的な例を教えてください」とある。これについての答えとして「どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります」となっている。これは、社会の様々な場面で色々な合理的配慮と呼ばれる配慮が出てくると思われるが、そのようなケースを検討していくように「個別のケースで異なります」としているのではないかと思う。しかし、このままではわからない人もたくさんいると思われる。そのような中で、厚生労働省のホームページの中に「合理的配慮サーチ」というページで様々なケースを紹介するなどしている。

具体的に行政からは基本方針と対応要領・対応指針というものを作成する。基本方針は法律の中だけでは定められない事項を基本方針として定める。これは国で1つのみ作成する。次に対応要領だが、これは行政機関（市役所）が職員の対応について制約を作るため、作成するものである。対応指針は民間に対して作成するものであり、各省庁から民間事業者へ示している。厚労省は11月に障害福祉サービス事業者向けにガイドラインを作成している。厚生労働省は福祉事業者・医療事業者・衛生事業者（クリーニング店など）・社会福祉事業者の4つの分野ごとにガイドラインを作成している。この法律は内閣府が所管している。これは、福祉の業界だけでなく社会全体で取組むという意図があるためだと思うが、徐々に考え方が普及して単に障がい者が住みやすいということだけでなく障がいのない人も住みやすい社会をつくるために、社会全体で捉えられるようすることを目的として徐々に進んでいるのではないかと思う。対応要領については必須ではないが習志野市は平成28年度に作成を予定している。

更に具体的な動きとして、障害者差別解消支援地域協議会というものがある。これは、障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組みを進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織出来ることにしている。こちらについても習志野市は平成28年度予算を確保しているので、年2回実施する予定である。この協議会の中で対応要領なども検討していきたいと考えている。

最後に、資料3-3を御覧頂きたい。「3. 習志野市において」の中で「心が通うまちづくり条例施行に伴うガイドラインを作成」という記載がある。これは庁内ではなく、外に向けたガイドラインとして作成を予定している。この度、習志野市が全国で2例目として条例を策定することが出来たので、市民の方と共有するべくガイドラインを利用する予定である。条例についてはコミュニケーション保障を軸に置いているので、身体障がい者に限らず、知的障がい者など他の障がいをお持ちの方に対してどのようなコミュニケーション保障が必要かなど、ガイドラインに記載していく予定である。

それでは、心が通うまちづくり条例について屋代より説明をして頂く。

（屋代係長）

資料3-2を使用して説明させて頂く。

先程から説明で出ている「心が通うまちづくり条例」というのは通称名であり、正しい名前は「習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆<sup>きずな</sup>を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」である。絆の部分には「きずな」と振り仮名を振るのが正しい名称となっている。普段から皆様に可愛がって頂き、コミュニケーションを深めて共生する社会を作っていくという意味合いを込めての通称名となっている。この条例は2年前から話が出ており、2年前には「手話言語条例」という名前の条例を策定するかという案が出ていた。障害者基本法の中で、手話は



言語に含むとの記載が入ったが、障害者基本法の中に入っただけでは一般に言語としての認識はされにくいと考え、全国的な動きでは国に意見書を出そうという動きが広まっていた。習志野市ではその動きを受け、手話だけでなく情報やコミュニケーションについては多くの障がい者が困っているのではと考え、情報・コミュニケーションと手話言語を併せ持つ条例を策定する運びとなった。この条例の前文は「私たちが目指すのは、障がいのある人もない人も、誰もが当たり前に通わせ、理解し合える住みやすい社会である。人と人が心を通わせるには、共通の言語を基盤とした十分な情報の取得やコミュニケーションをするための手段が必要であるが、障がい等により、音声や文字をそのままでは受け取りにくい人たちもいる。

障がい者は、生活の様々な場面において、必要な情報へのアクセス及びコミュニケーションの困難さを経験している。情報とコミュニケーションは、生活の基礎として重要であるため、手話、点字、代読、音訳、絵カード、文字盤、筆談等障がい者が容易に利用できる情報と意思の伝達手段や人との関わりを通じた伝達手段を使用することが不可欠であり、情報保障とコミュニケーションの保障のための施策が必要である。

また、手話は言語であり、ろう者にとっては物事を考え、互いの感情を伝え合い、知識を蓄え、文化を創造するものである。ろう者は、手話を大切に育んできたが、全国的に手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、多くの不便や不安を抱えながら生活してきた。ろう者が安心した生活を送るためには、手話をいつでも自由に使用できる環境の整備が必要である。

このような認識に基づき、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障とコミュニケーションの保障をするとともに、言語として手話を自由に使用できる環境の整備を図ることにより、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現するため、この条例を制定する。」となっている。

具体的な施策としては条例の第8条と第9条であり、障がい者の情報保障及びコミュニケーションの保障に関する施策として、(1) 障がい者が利用又は選択する手話、点字等の伝達手段によるコミュニケーションの円滑化を図ること。(2) 障がい者のコミュニケーションを支援する人材等の養成をすること。(3) 障がい者に対し教育、療育、選挙、職業選択、文化芸術活動、スポーツ活動その他社会生活のあらゆる場面で、障がいのない人と等しく情報保障をすることにより、障がい者がコミュニケーションを図ることができる環境を整備すること。(4) 災害時における緊急情報を、障がい者の障がいの種類及び特性に応じ迅速かつ確実に伝達すること。(5) 障がい者の情報通信並びに放送による情報の取得及び利用を促進すること。(6) 前各号に掲げるもののほか、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障を図るために必要な施策 となっている。

また、第9条には手話の普及及び理解の促進に関する施策が記載されている。具体的に本当に一人一人の市民が一人一人の障がい者へのコミュニケーション保障を考えた時、人によって方法などは違ってくると思われる。その一人一人の違いを一人一人が理解して頂くというのが情報保障やコミュニケーションの保障に繋がると思っている。そのような環境整備を行うのが市の責務だと感じている。以上。

## 6. 研修会の実施報告について

(松尾会長)

平成28年3月11日(金)18時より20時まで、野手委員の協力により商工会議所の会議室をお貸し頂き、地域共生協議会研修会を開催した。今回は、先程説明が事務局からあったとおり、「(通称)習志野市心が通うまちづくり条例」が4月より施行されることに伴い、「コミュニケーション」をテーマにした。内容としては、習志野市聴覚障害者協会の方々を講師に招き、手話の実技について学んだ。5つのグループに分かれ、グループ内で様々な関係の方々とコミュニケーションをとりながら聴覚障がい者の方から直接手話を学ぶことが出来た。その後、意見交換会として聴覚障害者協会、地域共生協議会委員、障害福祉サービス事業所、市の職員が参加し、更に交流を図った。日頃、聴覚障がい者の方とお話する機会はなかなか無いいためか参加者の皆様は研修や意見交換会で質問をしたり、コミュニケーションを積極的に図っている様子が多く見られた。最後に、今回の研修会の参加者は52名、意見交換会は29名と、多くのご参加を頂いた。

来年度につきましても、研修会内容については未定ですが是非参加して頂きたいと思う。



## 7. 各委員より挨拶

(松尾会長)

平成27年度最後の部会ということで、各委員より今年度の感想や来年度の豊富など、一言ずつお願いしたい。

(渡辺委員)

今年度は一年間ありがとうございました。相談支援部会では支援会議の途中の事例があったり、基幹相談支援センタープロジェクトも引き続きあるので来年度も頑張りたいと思います。翌年度もお願いします。

(喜田委員)

当事者の直接の関係者がこの協議会に混らせてもらっているということに意義を持って出ています。積極的に意見を言えていませんが、参加させて頂いております。10年前までは個人的なことであると思っていたので、このように地域で支援を受けられるとは思っていませんでしたが、今ではとても充実してきて基幹相談支援センターについても、どこまで理想が現実になるのかという不安がありますが、若い人達にとって社会に自立支援の方法が広がっていくのがうまくいくといいと思います。ただ、精神障がい者の方々は社会参加が苦手ということがありますので、出来るだけ意見を出して、良いものを作っていければ良いと思っています。至りませんが1年間よろしくお願いします。

(相原委員)

1年間ありがとうございました。今年度から参加させて頂いて、基幹相談支援センターの研修会等で色々な勉強をさせて頂きました。ありがとうございました。

(松井委員)

部会や運営会議では知らないことを大変勉強させて頂いています。来年度もよろしく申し上げます。

(豊嶋委員)

児童部会では、習志野市の児童の今後などを色々相談させて頂きながら勉強させて頂いています。今回の研修の手話についてですが、私どもも2年前から手話ダンスに取り組んでいます。障がい者の方々が手話をしながら踊るというのですが、通訳のような手話は理解出来ませんが、1つ1つの動作で少しわかる部分がありました。これから、私達も手話に力を入れていきたいと思しますので御指導頂きたいと思います。来年度もまた引き続き頑張りますのでよろしくお願いいたします。

(八尋委員)

スクールバスの周辺のことについてもですが、障がいの重い子どもたちが学校に通う率というのは普通学校の子ども達の通う率は下がっているのに対し、どんどん上がってきているにも関わらず、その子どもたちのニーズに制度が追いついていないということを協議会に関わらせてもらっているとつくづく感じるところです。これから移動支援のこともそうですが、ニーズが上がっているところに対して支援で埋めていかなければならないなと思っています。1年間ありがとうございました。これからもよろしくお願い致します。

(高橋委員)

1年間ありがとうございました。大久保ふくしまつりに参加させて頂いた時に、なかなか教育相談されなかった保護者の方がまつりで会ったことをきっかけに、教育相談を持ちかけてくれるということがありました。また、児童部会で受給券についてのチラシを作成させて頂きました。学校の先生達はなかなかチラシを見て頂けてないところもあったのですが、他校からの教育相談があった時にチラシを使って説明することが出来ました。他の先生からも「こうゆうことだったんですね。

見直してみます。」という言葉頂くことが出来ました。学校と福祉を繋げるというのはとても大事な仕事だと思っています。また、十数年前に私が教育実習で取組んだ授業が手話でした。本当に懐かしい思いになりながら、今後も協力していきたいという気持ちになりました。1年間ありがとうございました。

(中神委員)

1年間ありがとうございました。委員を務めて2年が経ちましたが、自分が知らないことがたくさんあるなど実感したのと同時に、色々な方々との繋がりが出来てきたということを感じています。あと1年ありますがどのように生かしていければ良いかなと思っています。また来年もよろしくお願いいたします。

(大坪委員)

今年度から委員を務めさせて頂いております。幼稚園や保育園の所長に児童部会で作成したチラシを説明しながら渡した時に地域共生協議会を知らない方も多かったので、良いPRになったと思いましたが、人事異動で変わることもあると思うので来年度も続けていき、もっとPRしていければ良いと思います。自分の仕事の方も幼稚園や保育園も伺っているので一緒にPRしたり、仕事で関わっていく中で、発達に課題のあるお子様や障がいをお持ちのお子様を今は保育所でも受入れして頂いていて先生方も自分のお子さんのように手立てを考えて実践していたり、他のお子さんも障がいのある子と暮らすことでやさしさが生まれていることを実感した1年であったと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

(武井委員)

1年間ありがとうございました。私が習志野市で事業を始めて7年経ちます。最初は事業所の利用者のことや事業所の周辺地域の状況などはある程度把握していても、その他の外に目が行くことは正直ありませんでした。協議会に参加させて頂いて、習志野市という地域全体であったり、大人だけでなく児童であったり知的の方や精神の方など、普段事業所内だけでは接する機会のない方々と接する機会が増え、大変勉強になっております。特に今年度の協議会の活動は勉強になるということだけではなく、実際に協議会の活動が地域で暮らしている様々な方と結びついてきているように感じております。来年度もその流れをより一層進めていければ良いと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(平委員)

学校には、中学校部以上がある学校には進路指導主事、就職者が多い支援学校については私のように就労支援コーディネーターが配置されていますが、大概どの者もこの学校でも自立支援協議会になっていて実務者会議でも自立支援協議会の話になります。他の者から聞くと事務局の提案していることに対して少し自分の立場から意見を述べて終わりという市町村も散見されていて、比較をするわけではないですが、習志野市の地域共生協議会というのは他市町村に比べて活動も活発だと思いますし、課題を委員の方できちんと捉えて、実務的な対応について本当に真剣に協議しているなど感じています。皆さんも普段の活動として誇ってよいのではないかなと思っています。来年もよろしくお願いいたします。

(窪田委員)

1年間大変お世話になりました。権利擁護・広報啓発というのは守備範囲が広くて、中々前に進めていないという反省も今回も出ておりましたが、反省を糧に次に進めたらいいかなと思います。話は変わりますが、先程松尾会長からお話がありましたが、先日の手話の勉強会は非常にネットワークが広がったのと、色々な分野の方々が実技を通して当事者とコミュニケーションを図れました。2時間では覚えた手話も忘れてしまいますが、とても良い勉強会だったと思います。私どもの事業所も声を掛けましたら若い職員が8名程出て、一同声を揃えて楽しかったと言っておりました。次回もこのような話がありましたら、是非意見交換会の方にも出席したいと思っていますのでお声掛け頂ければと思います。ありがとうございました。

(畠山委員)

1年間ありがとうございました。権利擁護・広報啓発部会で活動をさせて頂きましたが、皆さんに助けて頂く感じで1年間活動させて頂きました。わからないことがありつつも色々な方に教えてもらったり、助けてもらってやってこれたと思います。お知らせですが、4月9日、10日に花の実園でさくらまつりを行いますので9時から4時頃まで行っていますので、お時間のある方は見学等に来て頂ければと思います。ありがとうございました。

(八田委員)

障害者ネットワークでは7団体が集まって、皆で見学や体験が出来るところへ行ったりして楽しく活動しています。今後ともよろしく願います。

(古田委員)

権利擁護・広報啓発部会で活動をさせて頂いております。来年度に向けまして私が考えているのは、啓発は啓発講座が一番大きな課題となっていますが、啓発という重い言葉にこだわらず、共に生きるという軽い気持ちで市民の方に「ならとも」というのを知って頂きたいです。そのために微力ながら仕事していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。社会福祉協議会ですが6月12日に習志野文化ホールで習志野高校に演奏して頂く「これすい」というコンサートがあります。是非、皆さんで御参加頂ければと思います。来年度もよろしく願います。

(内山委員)

自立支援協議会が始まった頃は今後の方向性がわからないくらい混沌としていていましたが、その後、今では部会が動いてきていたり、提言が出来たりしていきました。事業所の忙しい中来て、活動を重ねていく中で、なんとなく地域の障がいをお持ちの方のために動いているということをし実感出来ています。今後も基幹相談支援センターや障害者差別解消法に対しても現場で働く者として声を発して、住みやすいまちになっていくと良いなと思っています。来年度もよろしく願います。

(舘澤委員)

1年間お世話になりました。1年間振り返ってみて、部会に所属して大久保ふくしまつりや交通安全見守り隊など、活動しているものが実際に形になるととてもうれしく感じました。現在は足りないサービスについて検討しておりまして、考えれば考えるほど足りないものばかりだと実感して1年が終わっていきました。私が障がい福祉関係の分野に携わってまだ4年ですが、協議会のなかで皆さんとお話したり、相談することでとても勉強させて頂いております。来年度もよろしく願います。

(岩田委員)

平成26年度から本来、民生委員と障がい者は積極的に関わり合いをもたなければならないという趣旨から障がい者・児童研究委員会というものを立ち上げまして、初めて協議会に参加させて頂きました。部会での輪番で行っている議事録の作成は、障がいの分野の用語が全くわからず、本当に苦労しました。協議会に参加していることにより障がい者・児童研究委員会で委員の方の施設へ見学会をさせて頂きました。本当にありがとうございました。次は支援学校への見学を行いたいと思っておりますので御協力頂ければと思います。是非よろしく願います。ありがとうございました。

(福田副会長)

副会長と相談支援部会の部会長をさせて頂き、あっという間に2年が経ってしまったという感じです。始めた頃はどうなるかと思っておりましたが、現在のような活動にまで至ったとい

うことは誇っても良いのではないかなと思います。色々な活動の中でまだまだ課題があると思いますが、各部会で様々な広報啓発が出来たと思う1年でした。あと1年よろしくお願いします。

(松尾会長)

委員の皆様1年間本当にありがとうございました。お忙しい中、このように活動して頂き、感謝の気持ちでいっぱいです。委員の皆様もこちらのサポートをして頂き、本当にありがとうございます。今日傍聴に来て頂いている相談支援部会の事務局の方々、また、毎回参加頂いている育成会の神さん本当にありがとうございます。色々な形でこのような方々に支えて頂いたおかげ様でこのような成果に結びついていると思います。来年度は色々なことを行う大変な1年になると思いますが、差別解消法の地域協議会への協力や地域生活拠点を考える1つの節目の年になると思います。締めくくりの1年になると思いますので、是非とも皆様お体を大事にされて、全員で協議していきたいと思いますので、次年度もよろしくお願いいたします。

## 8. その他

(事務局 鶴岡係長)

人事異動等により、任期途中で委員の変更がある方は資料で配布している「習志野市障がい者地域共生協議会委員の変更について」という文書を御提出頂きたい。

また、資料で配布している名簿の内容に変更がある場合は、事務局あてに御連絡をお願いしたい。「委員変更の届出」の提出及び名簿の記載内容の変更については、どちらも4月6日(水)までに事務局あてに御提出・御連絡をお願いしたい。

・課長挨拶

(松尾会長)

他に質問は無いということですのでよろしいか。

それでは、第4回習志野市障がい者地域共生協議会を閉会とする。お疲れ様でした。

所管課

障がい福祉課

TEL：047-453-9206

(内線 215)

FAX：047-453-9309